運営指導（旧・実地指導）前点検レポート

運営指導まえ点検レポート

体制書類の不足・期限切れ・記載漏れを、根拠条文と点検表の項目番号つきで返却

社会福祉法人 みなと福祉会　みなと第二就労支援センター

就労継続支援B型　定員20名／利用者18名／従業者13名

指定権者	仙台市（指定都市）
運営指導の実施日	令和8年12月9日（2026-11-10 通知／通知から20日）
事前提出期限	令和8年11月27日　実施日の10日前（仙台市）
レポート作成日	令和8年11月19日
点検した書類	18件（体制書類のみ／利用者・家族の個人情報を含む書類は受領していません）

4	4	1
A｜重大（減算・基準違反に直結）	B｜要修正（文書指摘の可能性）	C｜形式・注意

このレポートは、いただいた体制書類を公開されている国基準および仙台市の点検表と突き合わせた**助言**です。 自己点検表・改善報告書など官公署に提出する書類の作成は行いません（記入・提出は事業所自身で行ってください）。 指摘ゼロ・減算回避を保証するものではなく、最終的な判断は指定権者および事業所にあります。

1. この点検の前提

本レポートは、令和8年11月10日に届いた運営指導の実施通知（実施日 令和8年12月9日／提出期限 令和8年11月27日）に対して、 事業所から提供いただいた体制書類を、次の基準で照合した結果です。

照合に使った基準	内容
国基準	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）ならびに令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の減算要件
自治体の点検表	仙台市「運営指導セルフチェックシート（共通＋サービス別）」の項目番号に対応づけ
頻出指摘	仙台市「よくある指摘事項事例集（令和7年5月版）」等の公開資料
対象範囲	虐待防止／身体拘束等の適正化／業務継続計画（BCP）／感染症及び食中毒の防止／情報公表／運営規程・勤務体制

重要度の定義

重要度	意味	期限までの対応
A｜重大	減算に直結する要件の未充足、または基準違反が明らかな事項	提出期限までに是正し、当日に「いつ・誰が・何をしたか」を説明できる状態にする
B｜要修正	文書指摘となる可能性が高い記載漏れ・整合性の不備	当日までに追記・修正し、根拠資料を補完する
C｜形式	記載の粒度・体裁など口頭指導レベル	可能な範囲で整える（次回指摘の予防）

受領した書類（18件）

ファイル	判定した種別	基準日	ファイル	判定した種別	基準日
01_運営規程抜粋	運営規程	2023-04-01	02_虐待防止委員会議事録_2025-09-12	虐待防止委員会 議事録	2025-09-12
03_虐待防止研修記録_2026-04-15	虐待防止研修 実施記録	2026-04-15	04_身体拘束等の適正化のための指針	身体拘束等の適正化のための指針	2022-04-01
05_身体拘束適正化委員会議事録_2026-02-18	身体拘束適正化委員会 議事録	2026-02-18	06_身体拘束等の適正化研修記録_2026-01-20	身体拘束等の適正化研修 実施記録	2026-01-20
07_身体拘束等の記録様式	身体拘束等の記録様式	—	08_業務継続計画_感染症	業務継続計画（感染症）	2024-04-01
09_災害対策マニュアル抜粋	災害対策マニュアル（BCPではない）	—	10_BCP研修記録_2026-03-10	BCP研修 実施記録	2026-03-10
11_業務継続計画の見直し検討記録_2026-03-10	BCP見直し検討記録	2026-03-10	12_感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針	感染症・食中毒防止 指針	2022-04-01
13_感染症対策委員会議事録_2025-10-08	感染症対策委員会 議事録	2025-10-08	14_感染症研修記録_2026-05-14	感染症研修 実施記録	2026-05-14
15_職員一覧_2026-11-01	従業者名簿	—	16_勤務形態一覧表_2026-10	勤務形態一覧表	—
17_情報公表システム報告完了のお知らせ	情報公表システム 報告記録	2026-07-28	18_組織図・職務分掌	組織図・職務分掌	2026-04-01

書類は暗号化した保管領域に保存し、納品から30日後に原本を削除します。利用者・家族の個人情報を含む書類は受付対象外です。

2. 要点

提出期限まで	実施日まで	減算リスクの概算（3か月）
8日	**20日**	**95,040円**
令和8年11月27日まで	令和8年12月9日	月あたり 31,680円

もっとも優先度が高いのは、次の3件です。いずれも「書類がない」ではなく「記録の作り方」で指摘される類型で、当日の説明で埋められるものではありません。提出期限までの是正をおすすめします。

- **虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催と周知**
  直近の実施日 2025-09-12（14.2か月前）／求められる間隔 12か月以内／委員会結果の周知が『予定』のままで、実施記録がない
- **虐待の防止のための研修（全従業者・年1回以上・新規採用時）**
  名簿13名中、記録で確認できない 3名：佐藤 直樹、渡辺 千夏、伊藤 圭／欠席者 2名（佐藤 直樹、渡辺 千夏）／フォロー記録：確認できない（記載：・特になし（次回の研修で受講予定））
- **非常災害に係る業務継続計画**
  該当する書類が見つからない（想定：業務継続計画（非常災害））

減算リスクの内訳

制度	減算名	率	月額	3か月	判定
虐待防止措置	虐待防止措置未実施減算	1%	15,840円	47,520円	**該当の可能性**
身体拘束等の適正化	身体拘束廃止未実施減算	1%	—	—	**現時点で該当なし**
業務継続計画（BCP）	業務継続計画未策定減算	1%	15,840円	47,520円	**該当の可能性**
情報公表（障害福祉サービス等情報公表システム）	情報公表未報告減算	5%	—	—	**現時点で該当なし**
合計（該当分のみ）			**31,680円**	**95,040円**	

概算の前提：月間総単位数 158,400単位 × 1単位10円 × 減算率 × 3か月。 減算は「事実が生じた月の翌月から、改善が認められた月まで」で、実際の期間・単位数は指定権者の判断によります。金額はリスクの大きさを示すための概算です。

当日までの進め方

期限	やること
令和8年11月27日	Aの指摘を是正し、セルフチェックシートと事前提出資料を提出（提出期限は実施日の10日前）
令和8年12月9日 前日まで	当日に出す書類を1か所にまとめ、聞かれた順に出せるようにする（本レポート7章のQ&Aを使用）
実施日	管理者が立会い、指摘の経緯と再発防止を説明できるようにする
結果通知後	文書指摘があれば、通知に記載の期限までに改善報告書を提出

3. A｜重大の指摘（4件）

減算に直結する要件、または基準違反が明らかな事項です。1件ずつ、根拠・必要な書類・修正の例を示します。

A｜重大　F01

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催と周知

判定	直近の実施日 2025-09-12（14.2か月前）／求められる間隔 12か月以内／委員会結果の周知が『予定』のままで、実施記録がない
減算	是正されない場合、虐待防止措置未実施減算（1%）の対象となり得ます。
根拠	• 平成18年厚生労働省令第171号 第3条第3項 • 平成18年厚生労働省令第171号 第40条の2 仙台市 点検表：44 虐待の防止 ①（委員会）
必要な書類	• 委員会議事録（開催日・出席者・議題・決定事項） • 周知の記録（回覧・掲示・朝礼記録等）
修正の例	直近の開催日から1年以内に委員会を1回開催し、議事録（日時・出席者・議題・決議・周知方法）を作成する。既に1年以上空いている場合は、開催日を『1年以内』に収めるだけでなく、空いた理由と再発防止（年間スケジュールへの組込み）まで議事録に書く。
よくある指摘	• 前回開催から1年を超えている • 結果の職員周知をした記録が残っていない • 議事録に出席者・議題・決議の記載がない

A｜重大　F02

虐待の防止のための研修（全従業者・年1回以上・新規採用時）

判定	名簿13名中、記録で確認できない 3名：佐藤 直樹、渡辺 千夏、伊藤 圭／欠席者 2名（佐藤 直樹、渡辺 千夏）／フォロー記録：確認できない（記載：・特になし（次回の研修で受講予定））
減算	是正されない場合、虐待防止措置未実施減算（1%）の対象となり得ます。
根拠	• 平成18年厚生労働省令第171号 第3条第3項 • 平成18年厚生労働省令第171号 第40条の2 仙台市 点検表：44 虐待の防止 ②（研修）
必要な書類	• 研修実施記録（日時・テーマ・講師・対象者） • 出席者名簿（全従業者の突合ができる形） • 欠席者へのフォロー記録
修正の例	全従業者を対象に年1回以上の研修を実施し、従業者名簿と出席者を突合できる形にする。欠席者には補講または資料配布＋理解確認を行い、その記録（日付・対象者・方法）を研修記録に添付する。
よくある指摘	• 一部の従業者にしか研修を実施していない • 欠席者がいるが補講・資料配布等のフォロー記録がない • 新規採用者への研修記録がない

A｜重大　F05

非常災害に係る業務継続計画

判定	該当する書類が見つからない（想定：業務継続計画（非常災害））
減算	是正されない場合、業務継続計画未策定減算（1%）の対象となり得ます。
根拠	• 平成18年厚生労働省令第171号 第33条の2第1項 • 平成18年厚生労働省令第171号 第33条の2第2項 • 平成18年厚生労働省令第171号 第33条の2第3項 仙台市 点検表：32 業務継続計画の策定等
必要な書類	• 非常災害に係る業務継続計画（上記3項目の記載）
修正の例	既存の災害マニュアルをBCPの3項目（平常時／緊急時／地域連携）に再構成し、文書名を『非常災害業務継続計画』とする。避難訓練の記録と紐づける。
よくある指摘	• 『地震対策マニュアル』『避難確保計画』はあるが、BCPとしての位置づけがない（減算対象になり得る） • BCP発動基準・対応体制が書かれていない • ライフライン停止時の対応がない

A｜重大　F07

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会

判定	直近の実施日 2025-10-08（13.4か月前）／求められる間隔 12か月以内
根拠	• 平成18年厚生労働省令第171号 第90条第2項 仙台市 点検表：35 衛生管理等（(2)①②③）
必要な書類	• 委員会議事録
修正の例	年間スケジュールに四半期ごとの開催を組み込み、議事録に検討事項（発生時の対応、備蓄、研修計画）と周知方法を残す。
よくある指摘	• 年1回しか開催していない（おおむね3月に1回以上に満たない） • 開催はしているが議題が衛生管理のみで感染症対策の検討がない

4. B｜要修正の指摘（4件）

文書指摘となる可能性が高い事項です。減算には直結しませんが、結果通知書に残ると改善報告の対象になります。

B｜要修正　F06

BCPの周知・研修（年1回以上）及び訓練

判定	該当する書類が見つからない（想定：BCP訓練 実施記録）
減算	是正されない場合、業務継続計画未策定減算（1%）の対象となり得ます。
根拠	• 平成18年厚生労働省令第171号 第33条の2第1項 • 平成18年厚生労働省令第171号 第33条の2第2項 • 平成18年厚生労働省令第171号 第33条の2第3項 仙台市 点検表：32 業務継続計画の策定等
必要な書類	• BCP研修の記録 • 訓練（シミュレーション）の記録
修正の例	避難訓練・感染症対応訓練を『BCPに基づく訓練』として記録し、訓練で見つかった課題をBCPの見直しに反映する。
よくある指摘	• 避難訓練は実施しているが、BCPに基づく訓練として記録されていない • 研修はあるが訓練（シミュレーション）がない

B｜要修正　F08

感染症研修（年2回以上）及び訓練（年2回以上）

判定	直近12か月の実施 1回（2026-05-14）／求められる回数 年2回以上／該当する書類が見つからない（想定：感染症訓練 実施記録）
根拠	• 平成18年厚生労働省令第171号 第90条第2項 仙台市 点検表：35 衛生管理等（(2)①②③）
必要な書類	• 研修実施記録 • 訓練実施記録
修正の例	研修と訓練を分けて年2回ずつ実施し、それぞれ記録する（訓練は発生を想定した机上シミュレーションでも可）。
よくある指摘	• 研修は年1回のみ • 訓練（シミュレーション）の記録がない • 研修と訓練を同一視して1回で済ませている

B｜要修正　F03

身体拘束等の適正化のための指針

判定	記載が確認できない項目：閲覧
減算	是正されない場合、身体拘束廃止未実施減算（1%）の対象となり得ます。
根拠	• 平成18年厚生労働省令第171号 第35条の2第1項 • 平成18年厚生労働省令第171号 第35条の2第2項 • 平成18年厚生労働省令第171号 第35条の2第3項 仙台市 点検表：38 身体拘束等の禁止（(1)〜(3)）
必要な書類	• 身体拘束等の適正化のための指針
修正の例	仙台市事例集が挙げる7項目を目次として指針に落とし込み、欠けている項目を追記する。改訂した場合は策定日・改訂日と周知方法を残す。
よくある指摘	• 指針はあるが『利用者等に対する閲覧に関する基本方針』がない • 『報告方法等の方策』の記載がなく、現場の報告経路が不明 • 策定年月日・改訂履歴がない

B｜要修正　F04

身体拘束等の適正化のための研修

判定	名簿13名中、記録で確認できない 1名：伊藤 圭
減算	是正されない場合、身体拘束廃止未実施減算（1%）の対象となり得ます。
根拠	• 平成18年厚生労働省令第171号 第35条の2第1項 • 平成18年厚生労働省令第171号 第35条の2第2項 • 平成18年厚生労働省令第171号 第35条の2第3項 仙台市 点検表：38 身体拘束等の禁止（(1)〜(3)）
必要な書類	• 研修実施記録（日時・テーマ・対象者・出席者）
修正の例	虐待防止研修と一体で実施して差し支えないが、身体拘束等の適正化に関する内容（3要件、手続、記録）をプログラムに明記し、全従業者の出席を記録する。
よくある指摘	• 虐待防止研修と同時開催しているが、身体拘束の内容が含まれていない • 前回実施から1年を超えている

5. C｜形式・注意（1件）

口頭指導レベルですが、放置すると次回の指摘になります。

C｜形式　　F09

勤務体制一覧表の記載（職種・常勤非常勤・サービス管理責任者）

判定	記載が確認できない項目：サービス管理責任者
根拠	• 平成18年厚生労働省令第171号 第202条（準用する第89条） 仙台市 点検表：31 勤務体制の確保等
必要な書類	• 直近月の勤務形態一覧表
修正の例	勤務形態一覧表に職種・常勤区分・サービス管理責任者である旨・兼務先を記載する。
よくある指摘	• サービス管理責任者である旨の記載がない • 兼務関係が分からない

6. 提出書類チェックリスト（仙台市）

実施通知に記載の期限（実施日の10日前（仙台市））までに提出するものです。今回の点検では、提出書類の作成は行いません。

提出物	内容・様式	期限
勤務形態一覧表	実施通知に同封の様式（【者】【児】【就労系】で別様式）	実施日の10日前
最新の平面図	任意様式	実施日の10日前
セルフチェックシート（共通）	金銭管理に関する項目（No.1〜4）	実施日の10日前
セルフチェックシート（各サービス）	運営している全サービス分	実施日の10日前
（共同生活援助のみ）食材料費等に関する調査票	該当する場合のみ	実施日の10日前

自治体により提出物は異なります。https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/shidokansa/jittishido.html

7. 当日の聞かれ方（Q&A）

今回の指摘に対応する質問だけを並べています。答えを用意しておくべき順にしています。

聞かれること	関連する指摘
虐待防止委員会は直近いつ開催しましたか。結果を職員にどう周知しましたか。	虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催と周知
委員会の議事録に、出席者・議題・決議は書かれていますか。	虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催と周知
虐待防止研修は全職員に実施していますか。欠席者にはどう対応しましたか。	虐待の防止のための研修（全従業者・年1回以上・新規採用時）
今年度採用した職員は、いつ虐待防止研修を受けましたか。	虐待の防止のための研修（全従業者・年1回以上・新規採用時）
災害のBCPはありますか。避難確保計画や災害対策マニュアルとは別の文書ですか。	非常災害に係る業務継続計画
BCPの発動基準と対応体制は、どこに書かれていますか。	非常災害に係る業務継続計画
感染症対策委員会は年何回開催していますか。直近の開催日はいつですか。	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会
BCPに基づく訓練はいつ実施しましたか。研修と訓練は別に記録していますか。	BCPの周知・研修（年1回以上）及び訓練
感染症の研修と訓練は、それぞれ年何回実施していますか。	感染症研修（年2回以上）及び訓練（年2回以上）
身体拘束の指針に、利用者等に対する閲覧に関する基本方針はありますか。	身体拘束等の適正化のための指針
指針はいつ策定し、どこで職員が読めるようにしていますか。	身体拘束等の適正化のための指針
身体拘束の研修はいつ実施しましたか。虐待防止研修とは別に記録していますか。	身体拘束等の適正化のための研修
サービス管理責任者は誰ですか。勤務形態一覧表のどこで分かりますか。	勤務体制一覧表の記載（職種・常勤非常勤・サービス管理責任者）
管理者との兼務関係は、一覧表のどこに書かれていますか。	勤務体制一覧表の記載（職種・常勤非常勤・サービス管理責任者）
利用者の記録は、直近1年分をすぐに出せますか（保管場所と担当）。	共通
加算を算定している項目について、要件を満たす資料は揃っていますか。	共通
苦情・事故の記録は、発生の有無にかかわらず様式と記録がありますか。	共通

答えるときの原則：日付・担当者・記録の所在を具体的に。できていないことは「できていない」と認め、いつ・誰が・どう直すかをセットで答える。虚偽の説明は監査への移行につながります。

8. 点検した全項目（19項目）

「適」は書類上確認できたもの、「未確認」は書類が足りず判定できなかったものです。未確認は提出を求められる可能性があります。

区分	確認項目	判定	確認内容
虐待防止措置	虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催と周知	要修正	直近14.2か月前／周知記録なし
虐待防止措置	虐待の防止のための研修（全従業者・年1回以上・新規採用時）	要修正	未確認3名／フォローなし
虐待防止措置	虐待防止措置を適切に実施するための担当者（虐待防止責任者）の設置	適	責任者あり
身体拘束等の適正化	身体拘束等の記録（様式の整備を含む）	適	書類あり／記載あり
身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化のための委員会	適	書類あり／直近9.0か月前／記載あり
身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化のための指針	要修正	不足：閲覧
身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化のための研修	要修正	未確認1名
業務継続計画（BCP）	感染症に係る業務継続計画	適	書類あり／記載あり
業務継続計画（BCP）	非常災害に係る業務継続計画	要修正	書類なし
業務継続計画（BCP）	BCPの周知・研修（年1回以上）及び訓練	要修正	書類なし
業務継続計画（BCP）	BCPの定期的な見直し	適	書類あり／直近8.3か月前
感染症対策	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会	要修正	直近13.4か月前
感染症対策	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針	適	書類あり
感染症対策	感染症研修（年2回以上）及び訓練（年2回以上）	要修正	回数不足／書類なし
感染症対策	感染対策担当者の設置	適	担当者あり
情報公表	毎年度の基本情報・運営情報の報告（5月1日～7月31日）	適	報告済
情報公表	経営情報の報告（会計年度終了後3か月以内）	適	報告済
運営規程・勤務体制	運営規程の記載事項	適	記載あり
運営規程・勤務体制	勤務体制一覧表の記載（職種・常勤非常勤・サービス管理責任者）	要修正	不足：サービス管理責任者

9. 次にやること

順	作業	内容
1	Aの指摘の是正	本レポート3章の「修正の例」に沿って、議事録・研修記録・指針・BCPを整える。整えた書類は日付と周知方法まで書く。
2	セルフチェックシートの記入	自治体の様式に沿って記入する（記入は事業所自身）。本レポートの判定を参照し、根拠資料の欄に書類名を入れる。
3	再点検	再点検は1回分が含まれています。上の指摘を是正した後、修正した書類（議事録・研修記録・指針・BCP等）を再アップロードいただければ、同じ基準で再判定し、残っている指摘だけを返します。
4	当日の準備	7章のQ&Aで答えを用意し、書類を1か所にまとめる。

10. このレポートの位置づけ（免責）

- 本レポートは、公開されている法令・通知・自治体資料と、事業所から提供された書類に基づく**助言**です。行政書士法その他の法令に定める書類作成の代行は行いません。
- 自己点検表・自主点検表・改善報告書など、官公署に提出する書類の記入および提出は事業所自身で行ってください。
- 指摘の有無・減算の適用・指導の結果を保証するものではありません。最終的な判断は指定権者および事業所にあります。
- 点検の根拠とした基準は2026年11月19日時点の公開情報です。報酬改定・通知の改正により内容が変わることがあります。
- 受領した書類は暗号化して保管し、納品から30日後に削除します。利用者・家族の個人情報を含む書類は受領していません。
- 就業規則の作成・改定は社会保険労務士の業務に当たるため、本サービスでは扱いません。

11. 参照した資料

資料	URL
厚生労働省 集団指導・運営指導マニュアル（令和8年6月）	https://www.mhlw.go.jp/content/260609-2.pdf
仙台市 運営指導のページ	https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/shidokansa/jittishido.html
台東区 令和6年度報酬改定 減算関連	https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/sonotafukushi/shogaifukusi/osirase/syougai_osirase.files/R6housyuukaitei.pdf
千葉市 虐待防止・身体的拘束の廃止について	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/documents/1-7.pdf
仙台市 よくある指摘事項事例集（令和7年5月版）	https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/shidokansa/documents/202505_yokuarysiteki.pdf

本レポートは架空の事業所データを用いたサンプルです（サービス紹介用）。実在の法人・事業所・個人とは関係がありません。